

事業説明書			令和8年9月8日
事業名称	佐倉市立西志津中学校グラウンド改修工事		事業担当課
事業場所	千葉県佐倉市西志津四丁目18番1号		施設保全課
事業概要	グラウンド改修 A=9542㎡,マウンド設置 N=1箇所,ブルペン設置N=1箇所		
	散水栓調整 N=2,既設人孔調整N=4(雨水3汚水1),サッカーゴール N=1対		
	バレーボールポール1対,バスケットゴール撤去再設置 1対,U字溝設置 L=46m		
	歩車境界ブロック設置 L=70m,バックネット交換 一式(防球ネット更新 A=490㎡,		
	天井ネット A=160㎡,防球フェンス L=15m,防護マットN=7個,根巻コンクリートN=9箇所)		
事業期間	契約締結日 から 令和9年2月15日 まで		
事業説明内容	1 設計図書等に対する質問及び回答 ・質問書の提出期限 令和8年9月15日（火）午後4時まで ・質問書の提出方法 書式「事業説明質問書」に必要事項を記載し、ファクシミリ又は電子メールにより送付のこと。ファクシミリのときは、送信票を添付のこと。電子メールのときは、件名に事業名及び質問書の送付である旨を記載（例：【質問書】〇〇〇工事）し、メール本文に、事業者名、担当者名、返信先、連絡先を記入の上、質問書を添付のこと。なお、質問がない場合は、提出の必要はありません。 ・送付先 FAX:043-484-1515、メールアドレス:fm-hozen@city.sakura.lg.jp 電話:043-484-6171 ・回答は、質問者へ 令和8年9月17日（木）午後4時までに行います。		
	2 一般共通事項 ・法令等の遵守 現場施工に際して、関係法令等を遵守すること。 ・環境対策 建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。 ・工事実績情報(CORINS)の登録 請負代金額が500万円以上となる場合は、工事実績情報システムに基づき工事実績情報を登録のこと。 ・建設副産物(建設発生土及び建設廃棄物)の処理等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び関連する指針、基準等に基づき実施し、再資源化等に努めること。 ・建設副産物の処理に先立ち、建設副産物処理申請書を作成し、建設廃棄物処理委託契約書の写しに、処理業者の許可証など添えて提出すること。また、処理完了後速やかに、建設副産物処理調書を作成し、提出するとともに、処理の状況を証する建設廃棄物管理票(マニフェストD・E票)等を提示すること。 ・建設副産物情報交換システム(COBRIS)の登録等(請負金額100万円以上) 処理に先立ち同システムに登録・作成し、また、処理完了後は実施状況(実績)を登録・作成し、それぞれ提出のこと。これらの記録は、工事完成後1年間保存しておくこと。 ・建設業退職金制度(契約金額が500万円以上) 契約の締結後1ヵ月以内に、「建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況報告書」等を提出のこと。また、現場に「建設業退職金制度適用事業主現場標識」を掲示すること。 ・保険 工事目的物及び工事材料を次に示す内容で、火災保険、組立保険その他の保険に附し、証券又はこれに代わるものの写しを提出のこと。 (1) 被保険者 発注者、受注者及びその全下請け人 (2) 保険金額 請負代金額、 (3) 保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間 ・官公署その他への手続き 工事に必要な関係官公署などへの必要な手続き等については受注者が代行し、遅滞なく行うこと。 ・中間検査 佐倉市工事検査要綱、中間検査基準、低入札価格調査実施要領により実施する。 ・履行報告書 履行の確認のため、施工の状況・進捗について、月ごと(工期が3ヶ月未満の場合は監督員と協議した期間ごと)に、報告のこと。		
	3 工事における注意事項 ・中学校・教育総務課・施設保全課と十分打ち合わせのうえ、着手施工すること。 ・工事の騒音・振動により、学校運営に支障をきたす恐れがある場合は、監督職員と協議し生徒不在時または学校休業日に施工を行うなど配慮すること。 ・本工事は週休2日工事であるため、施工に当たっては「佐倉市週休2日工事実施要領」の規定に基づき行うこと。 ・中学校敷地内工事であるため、職員・生徒等の安全・防犯などに十分注意して工事を施工すること。 ・施工箇所は仮囲いを行い安全を確保すること。 ・本工事は校庭利用を伴う学校行事が11月14日に予定されているため、着工は原則11月15日からとなる。 ・仮設材、材料及び機材の搬入を11月15日前に行いたい場合は、学校及び監督員と協議すること。		